○財務省告示第四百六十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十七年十一月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十二月九日

財務大臣　谷垣　禎一

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第八十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け

五　発行額　額面金額で二百四十八億円

六　払込金額　二百四十九億七千六百八万円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成十七年十一月三十日

十　発行価格　額面金額百円につき百円七十一銭

十一　利率　年二・一パーセント

十二　経過利子の払込み　日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{71}{365}$$

十三　初期利子　平成十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十七年九月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成十七年十一月三十日